

《省エネ改修に伴う固定資産税の減額について》

【1 適用の要件】

以下(1)から(5)の要件すべてを満たしている住宅が対象となります。

- (1)平成 20 年1月1日以前に建築された居住用家屋(賃貸住宅を除く)であること。
(店舗や事務所との併用住宅については、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。)
- (2)平成 20 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までの間に改修工事を行っていること。
- (3) 次の①～④の工事のうち、①の工事又は①を含む工事を行うこと
 - ① 窓の断熱改修工事
 - ② 床の断熱改修工事
 - ③ 天井の断熱改修工事
 - ④ 壁の断熱改修工事
- (4) 改修工事により、当該部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること
- (5) 改修工事に要する費用が 50 万円を超えること(平成 25 年3月 31 日までに契約した工事については 30 万円以上)

【2 減額について】

一戸あたり 120 m²まで家屋の固定資産税の3分の1が減額されます。
減額期間は工事完了翌年度の1年度分です。

【3 手続きについて】

工事完了3カ月以内に次の(1)から(3)の書類を粕江市課税課に提出してください。

- (1) 熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税減額申告書
- (2) 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行する、熱損失防止改修工事証明書(新たに省エネ基準に適合することを示す証明書)。
- (3) 改修工事に要する費用が 50 万円を超えていることを証する書類(領収書等)
(平成 25 年3月 31 日までに契約した工事については 30 万円以上、ただし契約日を証する書類が必要)